# 時事新報

第千四百四十四號
明治十九年十一月廿七日土曜日（庚、寅）
舊丙戌十一月二日
日出午前六時四十九分　日入午後四時四十七分
月出午前七時四十七分　月入午後六時十五分
滿潮午前六時十五分　午後六時三十六分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 |
| 自十一行至三十行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |


## 時事新報

### 偉なる哉英國人の擧動

ノルマントン號沈沒の際船長ドレーク氏ハ所爲は內外國人の共に疑惑する所ありしが當初神戶英國領事廳にて開きたる海事審廷にては船長以下を無罪と判決したるを以て良心ハ喜望峯に預け置けりと云へる昔時の諺ハ今尙實際に行はるゝか歐洲人ハ喜望峯以東に其良心を携帶せざるが故に事ハ裁斷も亦自から不公平なるとなふんあど右の判決に對して世論頗る囂々たりしが其後兵庫縣知事內海忠勝氏の告發に因て同領事廳に開きたる豫審廷にては船長ドレーク氏を有罪と認め追て其公判廷を開きて相當の裁判ある可しと云ふ蓋し最初ハ海事審廷にて船長を無罪と判決したるハ或は其證據物の備具せざる等の事情ありしが爲めにして裁判上には每度其例なるとなれば敢て怪しむに足らざるなり唯一旦斯く判決を下したる以上は其本國人を庇護するの癖として爾後如何なる證據ハ出現するにも拘はらず非を文り過を遂げ嚴格なる英國海事上の慣例を破るが如きとはあきやと人心竊に杞憂を抱く處ありしが其後兵庫縣知事ハ告發に因て開きたる豫審廷ハ審理を見れば公明正大其罪とする所を罪として法律上の眼に國人の區別を見ざる者の如し即ち古來英國が嚴正に海事上の慣例を守るの一例にして今日世界到る處に海王國の名を博するは決して偶然に非ざるなり併し是きは法律上の事にして固より斯くある可き筈なりとするも右ノルマントン號の事件あるや在日本の英國人は恰かも申合せたるが如く異口同音輝りなく船長ハ罪を罪として毫も假借する所なく又溺死の日本人廿幾名に對しては巳れ其事に與りたるが如く甚にやさしく愛憐の情を表して其不幸を追弔し英國公使プランケット氏は死者の遺族の爲めに金十圓を義捐し神戶英國領事ツループ氏ハ同じく二十五弗を義捐し其他在日本の英國人に於て義捐金を醵出したるもの少なからず彼れ其平常の勇壯活潑なるにも似ず何んぞ其慈善心ハ優美にして高尙なるや所謂男兒涙あるものにして我輩其情の盡ざ深きを感謝せざるを得ざるなり

ノルマントン號事件に就き英國人の擧動は實に前陳の如くなるに引替へて長崎事件に就ハ支那人ハ擧動を見れば我輩甚だ怪訝に堪へざるもハあるなり抑も彼の長崎事件なるもハ長崎の日本巡査が或る支那水兵ハ亂暴を取押へたるを遺恨として多勢の水兵兇器を持して我官署人家を襲ひたるより發端しるものにして水兵ハ亂暴喧嘩は何れの國にも其例なり決して珍らしきなとに非ず特に規律もなき支那水兵の事なきば右等ハ行違ひを生ぜるは別に怪しむ程の事にてもなく其曲直ハ分明なるは彼のノルマントン號船長の所爲の比に非ず支那の方にては唯穩便に其過を謝し小供ハ喧嘩に双方の親達が相會釋ぞるが如くして其事を濟すこそ適當なる可き筈なるにワザと奇妙におけ出して乙な處に青筋を張らし聖經の本文に君子の過は日月の蝕の如しとはるをも顧みざるが如きハ我輩の感服する能はざる所なり因て思ふに彼のノルマントン號事件は其相手が英國人なればこそ今日の運びに及びたるなれども若し此ノルマントン號が支那人の船にして支那の判事が其海事審廷にて一旦船長を無罪と判決したらんにハ後日に如何なる證據あるも二度と再び之を有罪とするが如きは思ひも寄らぬとなる可し之れに反して英國人ならんには是非曲直一言にして定まり數日を出ずして長崎港頭に一片の妖霧をも留めざりしとならん斯くて世界の月旦評にて英國人は臆病なり卑屈なり支那人の大に恐る可きに若かずと云はんか、否、英國の威信の天下に加はりて國交上に將た私交上に世界各國に親愛敬重せらるゝものは實に此一點に在るなり蓋し強辨非を飾り一言の行違ひに劍を按じて立つものは所謂匹夫の勇にして彼き遂に人に重んぜらるゝと能はず即ち英國人と支那人と世に重んぜらるゝの厚薄大に異なる所以にして彼のノルマントン號事件と長崎事件とを對比すればます〳〵其然るを見る可きなり語に曰く過と見て爰に仁を知ると我輩は今回の事件に就き英國人の擧動實に士君子に愧ぢざるを知れり我國の人々も此事件に就くは一般に英國人の禮讓を知り後來ます〳〵之と敬愛するの念を增さんと我輩の信じて疑はざる所なり

## 官報

○大藏省告示第百十一號
從前發行ノ六分以上利付公債證書ヲ以整理公債證書ニ引換ヲ望ムモノハ當分ノ內七分利付金祿公債證書ニ限リ整理公債募集中ニアラサルモ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ヲナスコトヲ得
　但舊證書ハ引換ノ月マテ新證書ハ其翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス
明治十九年十一月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

○警察令第二十二號
本年（五月）警察令第五號ヲ廢止ス
明治十九年十一月二十六日　警視總監　三島通庸
東京府知事高崎五六

○警察令第二十二號參照
明治十九年五月警察令第五號
頃日京都大坂兩府及兵庫縣下ニ於テ虎列剌病流行ノ兆發猛劇ナル趣ニ付テハ汽船乘客及ヒ吐瀉ノ二症ヲ兼ヌル患者ヲ診察シタル主治醫ハ即刻最寄警察署又ハ警察出張所若クハ戶長役場ヘ屆出ツヘシ但便宜口頭又ハ郵便端書ヲ以テスルモ妨ナシ

○追加豫算議案　東京府に於ては明治二十年度地方稅支出收入追加豫算議案を發付したり其の金額は左の如し
明治二十年度郡部地方稅支出追加豫算議案　町村土木補助費
一金二千三百十四圓
明治二十年度郡部地方稅收入追加豫算議案　戶數割
一金二千三百十四圓
但シ總戶數百三十七万八百九十九箇一箇ニ付金一厘六毛八糸餘

○決議　東京府會に於て府會と區部郡部會とにて議定すべき事件の區別及聯帶經費郡區負擔割合議案の第三次會を議了し其の決議は左の如し
府會ト區部郡部會トニ於テ議定スヘキ事件ノ區別及聯帶經費郡區負擔割合
第一條　經費ノ中郡區聯帶シタル費用ニ係ル事件ハ府會ニテ之ヲ議定スヘシ
第二條　經費ノ中郡區聯帶セサル費用ニ係ル事件ハ區部會郡部會ニ於テ各之ヲ議定スヘシ
第三條　郡區聯帶シタル經費ハ左ノ割合ヲ以テ區部郡部ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

| | |
|---|---|
| 警察費（消防費水防費ヲ除ク） | 金高ノ八分七厘ハ區ニ於テ負擔シ一分三厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 警察廳舍建築修繕費（消防費ヲ除ク） | 同上 |
| 郡區ニ控積スル橋梁架換修繕費 | 金高ノ八分二厘ハ區ニ於テ負擔シ一分八厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 堤防修繕費 | 金高ノ六分ハ郡ニ於テ負擔シ四分ハ區ニ於テ負擔ス |
| 但シ荒川多摩川江戶川中川綾瀨川新川及須崎平井新田並ニ砂村海岸潮除堤防日本堤修繕費 | |
| 府會議諸費 | 郡區議員ノ定數ヲ準トシ負擔ス |
| 衛生會費 | 郡區ノ戶數ヲ準トシ區ハ郡ノ二倍ヲ負擔ス |
| 傳染病豫防費 | 金高ノ九分一厘ハ區ニ於テ負擔シ九厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 師範學校費 | 金高ノ六分五厘ハ區ニ於テ負擔シ三分五厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 中學校費 | 金高ノ九分八厘ハ區ニ於テ負擔シ二厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 瘋狂院費 | 金高ノ九分ハ區ニ於テ負擔シ一分ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 浦役場及難破船諸費 | 金高ノ八分二厘ハ區ニ於テ負擔シ一分八厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 地方稅取扱費 | 金高ノ九分ハ區ニ於テ負擔シ一分ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 府廳舍建築修繕費 | 金高ノ八分二厘ハ區ニ於テ負擔シ一分八厘ハ郡ニ於テ負擔ス |
| 監獄費 | 郡區ノ戶數ヲ準トシ區ハ郡ノ二倍ヲ負擔ス |
| 監獄建築修繕費 | 同上 |

（以上本年十一月二十六日官報）

## 雜報

○閔泳翊氏の訴訟　朝鮮の閔泳翊氏は昨年の末歐洲に赴らんとて上海にて佛國コントワルデスコントドパリ銀行の支店に金四萬弗を拂込み之に對して同銀行支店より各地の同銀行支店代理店へ宛たる英貨二千三百十二磅十志の仕拂指圖書を受取り之を以て各地にて入用の金子を引出し旅費に供すべき見込にて既に香港迄行きたる處同地に暫時滯留中上海より同氏に隨ひ來りし二名の朝鮮書生の爲めに右の指圖書を竊取られ件の書生は直ちに同地の前記銀行支店にて之きを正金と引換へ便船に搭して日本へ逃來り間もなく米國へ赴きたりこれ事は其頃の新聞紙にも出で一時の評判となりたが當時閔氏は右の旅費を失ひたるが爲めに歐行の目的を遂する能はず長らく香港に滯在して本年春夏の交り頃に至りて漸く朝鮮に歸りしに去る頃彼れ袁世凱の諡喝一件に付急に支那に行くとゝなり天津へ赴くと稱して本國を出で途中より天津へは行かずして上海に下り遂に再び香港まで行きたる由なりしが香港よりの近報に據れば氏は昨年中竊取されたる指圖書に對して香港なる佛國銀行支店が受取人の人物を見分けず指圖書所持人の承諾をも得ず剩さへ僞印の受取證を取りて妄りに金と拂渡したるは不當の所爲なりとて該銀行を相手取り香港なる英國上等裁判所へ右指圖書の金額英貨二千三百十二磅十志に相當の利子と添へて拂戾あるべき旨を出訴せしに付同廳にては判事長ヒリッポー氏が係りにて本月十日公判を開き原告代言人ハフランシス氏被告代言人はイクロイド氏等にて双方數回ハ陳述あり閔泳翊氏も自身出廷して事實を申立てたる由なるが陪審官等は孰れも原告の申分を是認したる由なきば多分閔氏の勝訴となるべしとの事なり尙其後ハ事は分り次第記載すべし

○東京の精密なる經度　船中に備ふる時辰儀は多く英國綠威の子午線ハ時を示すものなるが是は船中にては測量の時大抵英國の航海曆を用ゆるが故に綠威の時の方便利なるに依れり故に外國の諸港には時球（タイムボール）と稱するものを設け或る一定ハ時に球を墜降して船舶に綠威時を示すを以て航海者坐ながら其船中なる時辰儀の誤差を正すと得利便を得ること少からずと云ふ我國には未だ時球の設けなきと雖も幸ひ內務省地理局觀象臺にては從來每日正午の時刻を精く實測して全國の電信局に報ぜる由なれば各港碇泊の船舶等にては最寄の電信局に至り此の東京正午の報知と得て其時より東京の經度時と減ずきば恰も前述時球と同く精密なる綠威時を得べきなり現に長崎碇泊の米國軍艦は是迄右の如くして船中の時辰儀を改正せしが尙精密なる東京の經度を知らんとて過般右艦長ムーア氏より地理局へ問合されたるに同局よりは叮嚀に右經度と其確定の始末とを回答したる由なるが右東京內務省地理局觀象臺の經度ハ英國綠威の偏東三十九度四十五分十七秒にして時と示さば九時十九分一秒一三なりと云ふ

○巴里の乞食支那人を亂打そ　此頃の事なりとか或夜

佛國パリに於
途大勢の乞食
敢て與ふること
等は其物と與
傷と負はせま
傘を以て之を
聞くや否や巡
鎮靜したる由
國の其筋へ掛

○出雲の大社
て宮殿の搆造
六丈となり今
が是れさへ永
司千家尊紀及
保存會と稱す
下賜わり就て
圓までの見込
金を募るとい

○今明日の緣
町、神田松下
吉原の吉原神
圖協、芝愛宕下
不動、京橋區

## 雜報

○ノルマント
長ドレーク氏
ブルロック
路と過て之れ
が如し且つ此
は高く又燈明
邊迄乘込むこ
ども此燈臺よ
三の神瀨と云
あらんか抑も
一旦之れに乘
ず必ず其岩上
ある可き譯あ
り船首を害せ
すあともある
り船長れ言よ
雖とも神瀨近
にしても衝突
白なりとも六
前に船を南に
沈沒せしと云
しさりとも彼
四五海里あら
くも百尋以上
ななから若も
底に沈沒もた
功の望さあき
し之と引揚る
造並に排水量
（シーアブラン
と算出そべし
千五百五十三
其長さは大概
て水脚は十二
みたるものと
貨水面れ長さ
を六割二分と
計算するに排
量と引揚んと
尺位の箱二個
積と有する數
ム管二條（一
のとす）宛取
と水面より深
を以て沈船と
と啣筒にて拔
船にて淺き處
らバ猶や滴の
至らせ甲板水